

交付規程実施細則

令和 6 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業））交付規程（令和 6 年 4 月 22 日 産財 第 000466 号。以下「交付規程」という。）第 19 条に基づき、交付規程の運用を円滑に実施することを目的としてこの細則を定める。

（交付額の上限）

第 1 条 交付規程第 4 条第三号に規定する交換事業における交付額の上限は、高効率変圧器 1 台当たりとする。

（事前承認の免除）

第 2 条 契約に際し、相見積りにより業者選定する場合は、交付規程第 8 条第三号に規定する財団の事前承認は不要とする。

（高効率変圧器）

第 3 条 交付規程別紙 1 の 2 ② 3）及び③ 3）に規定する高効率の変圧器とは別表の補助対象エネルギー消費効率を達成した変圧器とする。

附則

1 この細則は、交付規程施行の日から施行する。

別表 補助の対象となる変圧器の消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式	補助対象エネルギー消費効率
変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量		
油入変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 11.2 S^{0.732}$	省エネルギー基準達成率 125%以上
		60ヘルツ		$E = 11.1 S^{0.725}$	
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 16.6 S^{0.696}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 11.1 S^{0.809}$	
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 17.3 S^{0.678}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 11.7 S^{0.790}$	
モールド変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 16.9 S^{0.674}$	基準エネルギー消費効率の 80% 以下
		60ヘルツ		$E = 15.2 S^{0.691}$	
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 23.9 S^{0.659}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 22.7 S^{0.718}$	
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 22.3 S^{0.674}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 19.4 S^{0.737}$	

※基準エネルギー消費効率の算定式は、変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(令和 5 年経済産業省告示第127号)に基づく目標年度が2014年度以降の各年度（2025年度まで）に該当する目標基準値による。

備考1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。

2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。

3 E及びSは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：ワット）

S：定格容量（単位：キロボルトアンペア）

4 補助の対象となる変圧器の省エネルギー基準達成率は125%以上とするが、その計算式は以下による。（小数点以下切捨て）

$$E（基準エネルギー消費効率）\div 変圧器のエネルギー消費効率\times 100\%\geq 125\%$$

基準エネルギー消費効率はWの単位で有効数字3桁とする。ただし、エネルギー消費効率が100ワット未満のものについては有効数字2桁とする。

5 JIS C4304（配電用 6 kV 油入変圧器）及び JIS C4306（配電用 6 kV モールド変圧器）に規定する、標準仕様状態で使用しない準標準仕様変圧器の基準エネルギー消費効率は、上記別表の E に以下の数値を乗じて取り扱うものとする。

・油入変圧器 1.10 ・モールド変圧器 1.05

この場合、設置環境やメーカーへの発注仕様書などの資料を提示すること。

6 エネルギー消費効率の測定方法

エネルギー消費効率は全損失とし、当該全損失は次の式により算出する。

$$E = W_i + (m/100)^2 \times W_o$$

この式において、E、 W_i 、m及び W_o は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：全損失（単位：ワット）

W_i ：無負荷損（単位：ワット）

m：基準負荷率（単位：パーセント）

（定格容量が500キロボルトアンペア以下のものにあっては40、500キロボルトアンペア超のものにあっては50とする。）

W_o ：負荷損（単位：ワット）

※ W_i 及び W_o は JIS C4304（配電用 6 kV 油入変圧器）及び JIS C4306（配電用 6 kV モールド変圧器）に規定する方法により測定した無負荷損及び負荷損とする。